

建設業経営効率化推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この会は、建設業の一層の経営効率化に向けた取り組みを進めるため、建設現場における経営効率化の観点に立ち、公共工事の特有の課題解決を図るための方法について、専門的・技術的見地から調査研究を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称は「建設業経営効率化推進委員会」(以下「推進委員会」という。)とする。

(役割)

第3条 推進委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 経営効率化の観点に立った、建設現場の課題抽出を行う。
- (2) 課題解決の方法を、専門的・技術的見地から調査研究を行う。
- (3) その他建設現場における経営効率化に資する課題解決のための方策を検討する。
- (4) 上記課題を検討するため、必要に応じて現地懇談会を実施する。

(委員等)

第4条 推進委員会の委員は、12名以内とする。

- 2 委員構成は別表1のとおりとする。
- 3 委員の有識者、建設業団体の者は、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は平成17年3月31日までとする。
- 5 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 6 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 7 委員長は推進委員会を主宰する。

(開催等)

第5条 推進委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 推進委員会は建設部長が招集する。

(事務局)

第6条 推進委員会の庶務は、建設部建設管理室建設情報課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年 5月21日から施行する。